

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	SMK株式会社	コード	6798
提出日	2026/5/29	異動(予定)日	2026/6/23
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されたため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	中村 利雄	社外取締役	○														○		有
2	石川 薫	社外取締役	○														○		有
3	高橋 琴美	社外取締役	○														○		有
4	中島 成	社外監査役	○														○		有
5	西村 文男	社外監査役	○								△								有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	当事業と直接関係がない公正な立場にあり、豊富な知識・経験等を当社の経営に活かすことができるため。また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断する。
2	該当なし	当事業と直接関係がない公正な立場にあり、豊富な知識・経験等を当社の経営に活かすことができるため。また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断する。
3	該当なし	当事業と直接関係がない公正な立場にあり、豊富な知識・経験等を当社の経営に活かすことができるため。また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断する。
4	該当なし	当事業と直接関係がない公正な立場にあり、豊富な知識・経験等を当社の経営に活かすことができるため。なお、本人の所属する弁護士事務所に、不定期に報酬を支払うことがあるが、金額は同弁護士事務所の規模に比して少額であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断する。
5	西村文男氏は、当社と取引のある株式会社三菱UFJ銀行(旧株式会社三菱東京UFJ銀行)を2010年5月に退職している。また、当社は同行から2026年3月末現在で4,220百万円の借入金があるが、同氏は退職後10年以上が経過しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断する。	当事業と直接関係がない公正な立場にあり、豊富な知識・経験等を当社の経営に活かすことができるため。また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断する。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。